

新	旧
<p data-bbox="568 252 741 284">約款・規定集</p> <p data-bbox="568 347 741 379">証券取引約款</p> <p data-bbox="219 443 524 475">(第1条～第5条 省略)</p> <p data-bbox="201 539 719 571">第6条 (口座開設及び本サービスの利用)</p> <p data-bbox="219 587 412 619">(第1項 省略)</p> <p data-bbox="201 683 1106 863">2. お客様は、各種契約締結前交付書面及び本約款等の各条項を確認し、同意した上で前項の申込みを行うものとし、前項の申込があった場合には本約款等に同意したものとみなします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p data-bbox="201 879 510 911">《個人のお客様の場合》</p> <p data-bbox="219 927 456 959">((1) ～ (9) 省略)</p> <p data-bbox="219 975 1106 1155">(10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、本約款等、取引残高報告書、<u>保証金の受領に係る書面</u>、目論見書、その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p data-bbox="219 1171 524 1203">(以下、第6項まで省略)</p> <p data-bbox="201 1267 1106 1347">7. 当社がお申込承諾後にお客様に通知した口座番号、ログインID及びパスワード並びにお客様が設定した取引暗証番号を使用できるのはお</p>	<p data-bbox="1496 252 1668 284">約款・規定集</p> <p data-bbox="1496 347 1668 379">証券取引約款</p> <p data-bbox="1144 443 1449 475">(第1条～第5条 省略)</p> <p data-bbox="1126 539 1644 571">第6条 (口座開設及び本サービスの利用)</p> <p data-bbox="1144 587 1337 619">(第1項 省略)</p> <p data-bbox="1126 683 2031 863">2. お客様は、各種契約締結前交付書面及び本約款等の各条項を確認し、同意した上で前項の申込みを行うものとし、前項の申込があった場合には本約款等に同意したものとみなします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p data-bbox="1126 879 1435 911">《個人のお客様の場合》</p> <p data-bbox="1144 927 1382 959">((1) ～ (9) 省略)</p> <p data-bbox="1144 975 2031 1155">(10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、本約款等、取引残高報告書、目論見書、その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾いただけること。</p> <p data-bbox="1144 1171 1449 1203">(以下、第6項まで省略)</p> <p data-bbox="1126 1267 2031 1347">7. 当社がお申込承諾後にお客様に通知した口座番号、ログインID及びパスワード並びにお客様が設定した取引暗証番号を使用できるのはお</p>

<p>お客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合には、本取引の利用を停止いたします。また、お客様は、口座番号、ログイン ID、パスワード及び取引暗証番号が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の口座番号、ログイン ID、パスワード及び取引暗証番号により、お客様ご本人以外の方が行ったすべての取引については、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 7 条 (本人確認書類及び届出事項)</p> <p>《個人のお客様の場合》(下記のいずれかの方法に記載する書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真付き本人確認書類 (※1) ・ 個人番号カード ・ 顔写真なしの本人確認書類 2 種類以上 (※2) <p>(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 運転免許証 ➤ パスポート (顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります。<u>なお、2020 年 2 月 4 日以降に申請されたパスポートは、「所持人記入欄」がないため、原則として本人確認書類としてはご利用いただけません。</u>) <p>(以下、省略)</p>	<p>お客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合には、本取引の利用を停止いたします。また、お客様は、口座番号、ログイン ID、パスワード及び取引暗証番号が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の口座番号、ログイン ID、パスワード及び取引暗証番号により、お客様ご本人以外の方が行ったすべての取引について<u>の</u>一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 7 条 (本人確認書類及び届出事項)</p> <p>《個人のお客様の場合》(下記のいずれかの方法に記載する書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真付き本人確認書類 (※1) ・ 個人番号カード ・ 顔写真なしの本人確認書類 2 種類以上 (※2) <p>(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 運転免許証 ➤ パスポート (顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります) <p>(以下、省略)</p>
---	---

<p>《法人のお客様の場合》（下記書類のすべて）</p> <p>(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 <u>（発行日から 3 ヶ月以内のもの）</u></p> <p>(2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類</p> <p>(3) 日米租税条約表明文書</p> <p>(4) 代表者の本人確認書類 <u>1 種類以上</u>（下記に記載する書類）</p> <p>(5) 取引担当者の本人確認書類 <u>2 種類以上</u>（下記に記載する書類）</p> <p>※取引担当者と代表者が同一人である場合は、<u>本人確認書類 2 種類以上</u> <u>をご提出ください。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人番号カード ➤ 運転免許証 ➤ パスポート（顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります。<u>なお、2020 年 2 月 4 日以降に申請されたパスポートは、「所持人記入欄」がないため、原則として本人確認書類としてはご利用いただけません。</u> ➤ 住民基本台帳カード ➤ 在留カード 	<p>《法人のお客様の場合》（下記書類のすべて）</p> <p>(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書</p> <p><u>※ 発行日から 3 ヶ月以内の原本（コピー不可）</u></p> <p>(2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類</p> <p>(3) 日米租税条約表明文書</p> <p>(4) 代表者の本人確認書類 <u>1 種類以上</u>（下記に記載する書類）</p> <p>(5) 取引担当者の本人確認書類 <u>2 種類以上</u>（下記に記載する書類）</p> <p>※取引担当者と代表者が同一人である場合は、<u>上記 (5) は必要ございません。</u></p> <p><u>((4) 及び (5) については、下記(a)、(b)いずれかの方法に記載する書類)</u></p> <p><u>(a)顔写真付き本人確認書類 (※1)</u></p> <p><u>(b)顔写真なしの本人確認書類 2 種類以上 (※2)</u></p> <p><u>(※1)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人番号カード ➤ 運転免許証 ➤ パスポート（顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります) ➤ 住民基本台帳カード ➤ 在留カード <u>など</u> <p><u>(※2)</u></p>
--	--

<p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります） ➤ 住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの） ➤ 印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの） ➤ その他、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの <p>(以下、省略)</p> <p>(第8条 省略)</p> <p>第9条（禁止事項）</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>2. お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該本取引口座を凍結します。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社は、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、お客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。</p> <p>(第10条～第14条 省略)</p> <p>第15条（ログインID・パスワード・取引暗証番号の発行）</p> <p>(第1項～第3項 省略)</p> </p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります） ➤ 住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの） ➤ 印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの） ➤ その他、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの <p>(以下、省略)</p> <p>(第8条 省略)</p> <p>第9条（禁止事項）</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>2. お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該本取引口座を凍結します。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社は<u>いかなる理由であっても</u>、お客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。</p> <p>(第10条～第14条 省略)</p> <p>第15条（ログインID・パスワード・取引暗証番号の発行）</p> <p>(第1項～第3項 省略)</p> </p>
---	---

<p>4. お客様がログイン ID、パスワード及び取引暗証番号を第三者に貸与又は譲渡した場合、又はお客様の不注意、盗難、窃盗、詐欺、通信の傍受、盗聴等により第三者に漏洩した場合等において、第三者が本取引にかかわる指図を行った場合には、当社がそれらをお客様による本取引にかかわる指図として取り扱うことをお客様はあらかじめ了承し、第三者による本取引にかかわる指図に起因して生じた結果については、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、全てお客様がその責を負うことをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>(第 16 条～第 28 条 省略)</p> <p>第 29 条 (入金について) (第 1 項～第 5 項 省略)</p> <p>6. 異名義による振込があった場合には、お客様に建玉がある場合や売買成立後であったとしても、当該振込入金を取り消し、また、お客様のお取引を制限させていただく場合があり、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。また、振込入金の取消及び取引の制限により発生する強制決済や注文の未約定などのリスクについては、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 30 条～第 40 条 省略)</p> <p>第 41 条 (クライアント環境の障害等)</p>	<p>4. お客様がログイン ID、パスワード及び取引暗証番号を第三者に貸与又は譲渡した場合、又はお客様の不注意、盗難、窃盗、詐欺、通信の傍受、盗聴等により第三者に漏洩した場合等において、第三者が本取引にかかわる指図を行った場合には、当社がそれらをお客様による本取引にかかわる指図として取り扱うことをお客様はあらかじめ了承し、第三者による本取引にかかわる指図に起因して生じた結果については、<u>事情の如何を問わず</u>、全てお客様がその責を負うことをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>(第 16 条～第 28 条 省略)</p> <p>第 29 条 (入金について) (第 1 項～第 5 項 省略)</p> <p>6. 異名義による振込があった場合には、お客様に建玉がある場合や売買成立後であったとしても、当該振込入金を取り消し、また、お客様のお取引を制限させていただく場合があり、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。また、振込入金の取消及び取引の制限により発生する強制決済や注文の未約定などのリスクについては、<u>一切</u>その責を負わないものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 30 条～第 40 条 省略)</p> <p>第 41 条 (クライアント環境の障害等)</p>
--	---

<p>(第1項 省略)</p> <p>2. お客様は、クライアント環境に対する操作の誤り、又はクライアント環境の不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害・損失については、全てお客様に帰属し、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、当社は一切その責を負わないこととします。</p> <p>(第42条～第46条 省略)</p> <p>第47条 (解約)</p> <p>1. 次の各号に該当する場合、当社はお客様との本サービスに係る契約を解約することができるものとします。</p> <p>((1)～(5) 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(6)</u> (内容省略)</p> <p><u>(7)</u> (内容省略)</p> <p><u>(8)</u> (内容省略)</p> <p><u>(9)</u> (内容省略)</p> <p><u>(10)</u> (内容省略)</p> <p><u>(11)</u> (内容省略)</p> <p><u>(12)</u> (内容省略)</p> <p><u>(13)</u> (内容省略)</p> <p><u>(14)</u> (内容省略)</p> <p>(第48条～第51条 省略)</p>	<p>(第1項 省略)</p> <p>2. お客様は、クライアント環境に対する操作の誤り、又はクライアント環境の不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害・損失については、全てお客様に帰属し、当社は一切その責を負わないこととします。</p> <p>(第42条～第46条 省略)</p> <p>第47条 (解約)</p> <p>1. 次の各号に該当する場合、当社はお客様との本サービスに係る契約を解約することができるものとします。</p> <p>((1)～(5) 省略)</p> <p><u>(6) お客様が本約款の改訂について第52条第2項に基づき同意しない旨を申し出た場合</u></p> <p><u>(7)</u> (内容省略)</p> <p><u>(8)</u> (内容省略)</p> <p><u>(9)</u> (内容省略)</p> <p><u>(10)</u> (内容省略)</p> <p><u>(11)</u> (内容省略)</p> <p><u>(12)</u> (内容省略)</p> <p><u>(13)</u> (内容省略)</p> <p><u>(14)</u> (内容省略)</p> <p><u>(15)</u> (内容省略)</p> <p>(第48条～第51条 省略)</p>
---	--

<p>第 52 条（本約款等の変更）</p> <p>1. 本約款等は、法令等の変更、監督官庁の指示その他必要が生じたときに<u>変更されることがあります。また、本約款は、当社の判断により、契約をした目的に反しない限度で、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的な変更がされることがあります。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 <u>当社は、前項前段の規定に基づき本約款を変更する場合には、変更する旨及び変更後の内容、効力の発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法によりお客様に周知します。当該効力発生日後にお客様が本取引に係るサービスを利用した場合又は当社の定める期間内に本取引に係るサービスの解約手続きを取らなかった場合には、お客様は、本約款の変更に同意したものとみなします。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 3 月 28 日 改訂</p>	<p>第 52 条（本約款等の変更）</p> <p>1. 本約款等は、法令等の変更、監督官庁の指示その他<u>当社の業務上の必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改訂されることがあります。改訂を行う旨及び改訂後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>2. <u>お客様は、本約款等の変更に同意しない場合は、前項に基づく通知の受領後速やかに当社に申し出るものとします。かかる申し出がない場合は、本約款の変更等に同意したものとみなします。</u></p> <p>3. <u>前二項にかかわらず、第 1 項に基づく通知の受領後にお客様が建玉の反対売買及び品受、品渡以外の本取引をされた場合は、本約款等の変更</u><u>に同意したものとみなします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下、省略)</p>
--	--

<p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>本約款中に記載の「<u>混蔵</u>」を全て「<u>混合</u>」との表記に修正しました。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 2 年 3 月 28 日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">外国証券取引口座約款</p> <p>(第 1 条～第 27 条 省略)</p> <p>第 28 条 (届出事項の変更届出)</p>	<p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>本約款中に記載の「<u>混蔵</u>」を全て「<u>混合</u>」との表記に修正しました。</p> <p style="text-align: center;">外国証券取引口座約款</p> <p>(第 1 条～第 27 条 省略)</p> <p>第 28 条 (届出事項の変更届出)</p>
--	---

<p>(第1項 省略)</p> <p>2. 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、当社は免責されるものとします。</p> <p>その他、本約款中に記載の「<u>混蔵</u>」を全て「<u>混合</u>」との表記に修正しました。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年3月28日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第1条～第29条 省略)</p> <p>第30条 (届出事項の変更届出)</p> <p>(第1項 省略)</p>	<p>(第1項 省略)</p> <p>2. 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。</p> <p>その他、本約款中に記載の「<u>混蔵</u>」を全て「<u>混合</u>」との表記に修正しました。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第1条～第29条 省略)</p> <p>第30条 (届出事項の変更届出)</p> <p>(第1項 省略)</p>
--	---

<p>2. 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、<u>当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、当社は免責されるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年3月28日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">特定管理口座約款</p> <p>(第1条～第5条 省略)</p> <p>第6条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当したときは、本約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の特定管理口座は廃止されます。</p> <p>((1) ～ (4) 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>2. 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">特定管理口座約款</p> <p>(第1条～第5条 省略)</p> <p>第6条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当したときは、本約款による管理に係る契約は解約され、当該解約に伴い、お客様の特定管理口座は廃止されます。</p> <p>((1) ～ (4) 省略)</p> <p><u>(5) お客様が本約款の変更不同意なとき</u></p> <p>(以下、省略)</p>
---	--

<p><u>令和2年3月28日 改訂</u></p> <p>特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</p> <p>(第1条～第5条 省略)</p> <p>第6条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に係る契約は解除されます。</p> <p>((1) ～ (5) 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p><u>令和2年3月28日 改訂</u></p>	<p>特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</p> <p>(第1条～第5条 省略)</p> <p>第6条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に係る契約は解除されます。</p> <p>((1) ～ (5) 省略)</p> <p><u>(6) お客様が本約款の変更に同意されないとき</u></p> <p>(以下、省略)</p>
---	--

<p>非課税上場株式等管理に関する約款</p> <p>(第1条～第11条 省略)</p> <p>第12条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に非課税上場株式等管理に係る契約は解除されます。</p> <p>((1) ～ (5) 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>令和2年3月28日 改訂</u></p>	<p>非課税上場株式等管理に関する約款</p> <p>(第1条～第11条 省略)</p> <p>第12条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に非課税上場株式等管理に係る契約は解除されます。</p> <p>((1) ～ (5) 省略)</p> <p><u>(6) お客様が本約款の変更に同意されないとき</u></p> <p>(以下、省略)</p>
---	--

<p style="text-align: center;">未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>(第 1 条～第 28 条 省略)</p> <p>第 29 条 (本契約の解除)</p> <p>1. 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>((1) ～ (6) 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>令和 2 年 3 月 28 日 改訂</u></p>	<p style="text-align: center;">未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>(第 1 条～第 28 条 省略)</p> <p>第 29 条 (本契約の解除)</p> <p>1. 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>((1) ～ (6) 省略)</p> <p><u>(7) お客様が本約款の変更に同意されない場合、当社の定める日</u></p> <p>(以下、省略)</p>
--	---